

令和7年度「徳島県外国人留学生への奨学金補助事業」に係るQ & A

No	質問	回答
1	1法人あたりの申請人数に制限はあるか。	制限はありませんが、県予算の範囲内での補助となるため、1法人あたり等で補助金額の上限を設ける可能性があります。
2	居住費等の生活費について、どのような場合に基準額が加算されるのか。	居住費等の生活費について、年額360,000円を超えて奨学金の貸与又は給付を行う場合、基準額の加算を行います。 基準額の加算は、年額240,000円までです。つまり、加算後の基準額の上限額は、年額600,000円です。